

**保険だより**

- 必 読 -

**乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体製剤(ファイバ「イムノ」)の薬事法上の  
 効能・効果等の変更に伴う留意事項の  
 一部改正について**

乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体製剤(ファイバ「イムノ」)については、昭和59年5月30日付保発第52号により取り扱われてきましたが、今般、平成18年5月22日付保発第0522001号厚生労働省保険局医療課長通知により、同製剤の薬事法上の効能・効果等が変更されたことに伴い、一部改正されましたので、お知らせします。

7 月度請求書(6月診療分)  
 提出期限  
 基金 10日(月)  
 午後5時まで  
 \* 医保分点検 = 7日  
 国保 10日(月)  
 午後5時まで  
 \* 国保分点検 = 7日  
 労災 12日(水)  
 午後5時まで  
 提出期限にかかわらず、  
 お早目にご提出ください。

参 考

- 新旧対照表 -

旧(保発第52号(昭和59年5月30日)抜粋)	新(保発第0522001号(平成18年5月22日))
<p>1. 本製剤は、血液凝固第 因子又は第 因子インヒビター患者について、<u>そのインヒビター力価が10Bethesda 単位以上であって、頭蓋内出血等緊急の場合又は他の療法が奏効しないときに使用するものであり、予防的に使用するものではないこと。</u></p> <p>2. 本製剤の使用に当たっては、前記インヒビター力価が測定されていることが前提であり、その測定された年月日及びその力価を診療報酬請求明細書に記入させること。</p> <p>3. 本剤の使用は、1 回体重 1 kg 当たり50 ~100単位を 8 ~12時間間隔で、原則として連続 3 日以内投与するものであること。</p> <p>4. なお、本製剤の取扱いについては、関係学会等において引き続き検討されており、結論が得られ次第、通知する予定であること。</p>	<p>1. 本製剤は、血液凝固第 因子又は第 因子インヒビターを保有する患者について、頭蓋内出血等緊急の場合又は他の療法が奏効しないときに使用するものであり、予防的に使用するものではない。</p> <p>2. 本製剤の使用に当たっては、インヒビター力価が測定されていることが前提であり、その測定された年月日及びその力価を診療報酬請求明細書に記入する。</p> <p>3. 本剤の使用は、1 回体重 1 kg 当たり50 ~100単位を 8 ~12時間間隔で、原則として連続 3 日以内投与するものである。<u>ただし、原則として1日最大投与量は体重 1 kg 当たり200単位を超えないこととする。</u></p> <p>4. なお、本製剤の取扱いについては、関係学会等において引き続き検討されており、結論が得られ次第、通知する予定である。</p>

## 一部負担金割合の改正

国民健康保険組合の一部負担金割合が下記のとおり改正される旨、通知がありましたので、お知らせします。

### 記

国保組合名	種別	改正前	改正後	施行日
三重県医師 国民健康保険組合	1種組合員	2割 (入院・入院外)	3割 (入院・入院外)	平成18年 10月1日
	2種組合員 家族			

ただし、3歳未満、70歳以上の被保険者を除く

### 被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

〔裁判所共済組合前橋家庭裁判所支部〕

〔全国歯科医師国民健康保険組合京都府支部〕

記号番号	066-17075 (遠隔地域扶養者証)
氏名	穂 苺 有美香
生年月日	昭 62. 1. 14
無効事由	紛失
無効年月日	平 18. 5. 25

記号番号	全歯07 1930958
氏名	田村昌也 その他家族
生年月日	-
無効事由	除名
無効年月日	平 17.11. 1

### 被爆者健康手帳の無効通知について

次のとおり京都府保健福祉部長より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

受給者番号	003604-6
氏名	金光幸一 (金 基杓)
生年月日	
無効事由	紛失
無効年月日	平 18. 6. 9